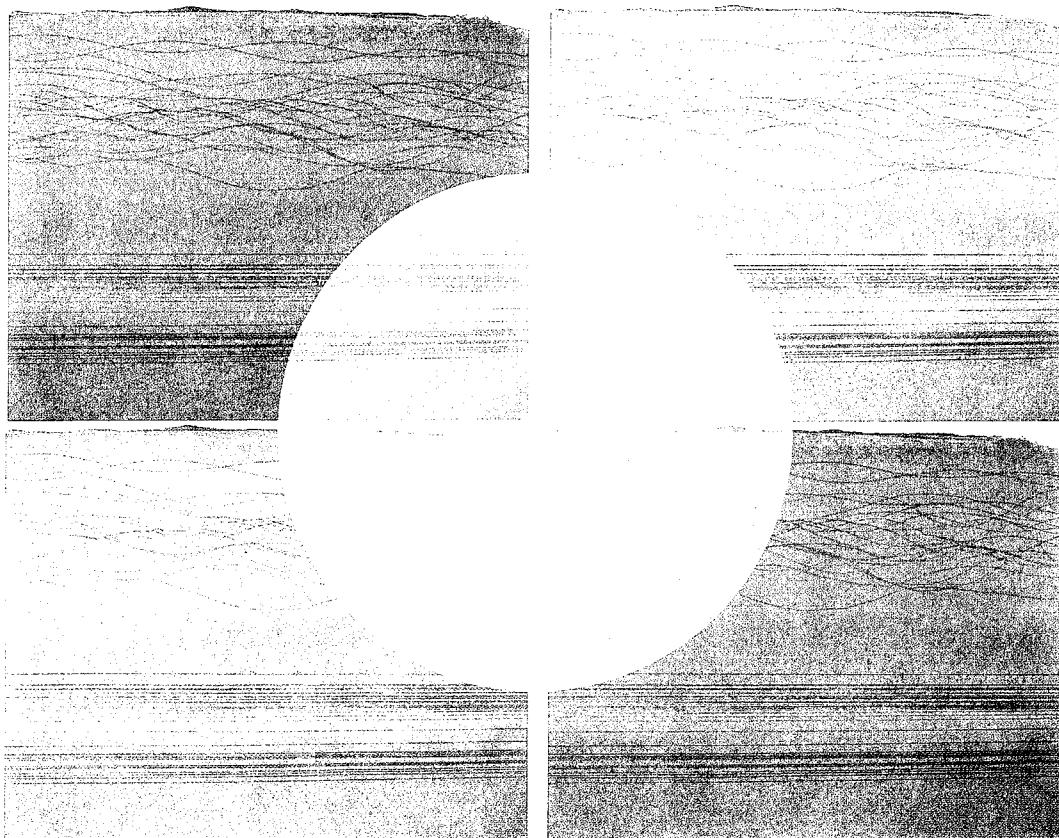


手録 240

環境法 ケースブック

大塚 直・北村喜宣 編



有斐閣

ていたものに
であるとする
『』ジュリ増刊
改正前の論
参考)。本設
された自然公園
県立自然公
を行っている
同等の活動を
園管理団体制
までの活動実
認めて然るべ
きづく史跡指定
〔最3小判平成
重の事案におい
うられる場合が
ついては、公
た場合、原告
ると、丙らのよ
状況について、
『行政法の發
「事實上の損
), 自然史家
全施策のため
も、たとえば、
て、原告適格
（条例12条参
問題となる。
3頁), 都市計
取消訴訟にお
等を個別的に
肯定した。そ
民の財産とし
平成14・1・22

民集56巻1号46頁)。

これに対し、自然公園法や自然公園条例は、上記の各法令とは異なり、周辺住民の生命・身体・財産といった個別の利益を保護することを目的とするものではなく、これまでの判例を前提とすると、本件条例の各規定も、不特定多数者の利益を一般的公益として保護するものにとどまり、本件開発許可処分の取消訴訟につき周辺住民や利用者等の原告適格は認められないということになろう（福井地判昭和49・12・20訟月21巻3号641頁は、国定公園一部解除決定無効確認請求事件において、国定公園において地元住民・国民一般が自然的景観を観賞享受する利益は、国定公園の指定に伴う反射的利益に過ぎないと判示した）。

しかし、以上のように解すると、自然公園法・自然公園条例に基づく開発許可については、実際に、原告適格が認められる者が存在しないことになり、当該処分の適法性について司法審査を経る機会は全く失われてしまう。これは、自然保護の法政策としても不都合なことであり、このような観点からも、自然保護の分野で団体訴訟ないし市民訴訟の制度を設けることが必要と考えられるが（本書第7章IQ3を参照）、解釈論としても、今後は、(i)において論じたのと同様の理由から、開発許可処分の取消訴訟についても、協会あるいは丙らの原告適格を認めてゆく余地があると思われる。

Q2 環境影響評価と行政訴訟

(1) 環境影響評価の瑕疵と都市計画決定の違法

環境影響（騒音、SPM）に関する調査・予測・評価や環境影響評価の手続（説明会の開催）に瑕疵がある場合は、それらが軽微である場合を除き、環境影響評価全体の瑕疵を構成すると解すべきである。“代替案”の検討については、環境保全措置に関する複数案の検討（(c)(d)の一部、(f)～(i)、(k)。ルートの代替案については、(2)を参照）が不十分であると考えられる場合には、環境影響評価全体が違法となると解される。

環境影響評価における瑕疵が後続する行政決定にどのような効果を及ぼすかについて検討するに、最高裁判所の判例（最1小判昭和50・5・29民集29巻5号662頁〔群馬中央バス事件〕）を前提とすると、手続における瑕疵が、後続する行政決定の内容に影響を及ぼす可能性がある場合には、手続に瑕疵が存することを理由として当該行政決定が違法とされることとなる。都市計画アセスの場合、環境影響評価の結果は都市計画決定の際に勘案されることになるのであるから（法42条2項）、環境影響評価における上記の瑕疵は、通常、後続する都市計画決定の内容に影響を及ぼしうるものとして、都市計画決定の違法性を導くことになると考えられる（畠山武道「環境影響評価と行政訴訟」環境法政策学会編『新しい環境アセスメント法』43頁以下〔商

第10章 環境影響評価／II 訴訟上の問題

事法務・1998]を参照。水野武夫「環境影響評価法違反を理由とする裁判」山村恒年先生古希記念『環境法学の生成と未来』429頁以下(443頁以下)〔信山社出版・1999〕は、さらに一步進んで、アセス法上の手続違反が存在する場合には、そのことのみをもって後に続く処分が違法となる、とする)。他方、本設例のような場合には、IQ1(4)において見たように、環境影響評価手続と都市計画決定は、法的に結び付けられてはいない。しかし、先に述べたように、環境影響評価手續が先行する場合、同手續の下でまとめられた評価書は、都市計画決定権者にとって重要な参考資料となるべきものであり、都市計画基準を定める都市計画法の上記規定の趣旨に鑑みると、環境影響評価の瑕疵が、結果として都市計画決定の違法をもたらすこともあると解される。

(2) 環境影響評価手続によって同定された環境影響や本件道路計画の(不)合理性と都市計画決定の違法

環境影響評価手續によって同定された環境影響(大気汚染、騒音、動植物、生態系、景観等への影響)や、本件道路の建設が交通政策として合理的なものであるか否かという点(道路の必要性、ルートの妥当性)は、先に挙げたような都市計画法に定める都市計画基準等に照らし、都市計画権者が都市計画決定をする際に考慮されることとなる。原告らとしては、その判断の際に考慮した要素や判断の内容が合理的であったか否か、すなわち、重視すべき諸要素・諸価値を不当、安易に軽視し、あるいは、本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に容れもしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価するものでなかったか訴訟において追及することとなる(東京高判昭和48・7・13行集24巻6=7号533頁〔日光太郎杉事件控訴審判決〔百選81事件〕〕、東京地判平成16・4・22訟月51巻3号593頁〔圏央道あきる野IC事件第1審判決〕等を参照)。これらは、事業認定がなされた事案に関する判決であるが、都市計画事業認可の前提となる都市施設に係る都市計画決定の違法性を審査する際にも、〔次に見るような代替案との比較検討を含む〕行政手続の判断過程の統制がなされるべきことは同様であると考えられる。参照、東京地判平成13・10・3訟月48巻10号2437頁〔小田急高架化事業認可取消訴訟第1審判決〔百選33事件〕〕)。

環境影響評価書の内容に十分配慮し、環境の保全について適切な配慮をしたものでない場合、当該都市計画は、違法となると解される(最1小判平成18・11・2民集60巻9号3249頁〔小田急高架化事業認可取消訴訟本案上告審判決〔百選33事件の上告審〕〕および、石崎誠也「判批」法政理論39巻4号687頁以下(702頁以下)(2007)、山本隆司「原告適格(1)」法教336号60頁以下(67頁)(2008)を参照)。

環境保全措置に係る複数案とはいえない、“代替案”(ルートの代替案。(c)(d)の一部・(j)を参照)については、環境影響評価手續の下で検討されることはなく、そのような代替案の検討を行わなかったことが環境影響評価の違法を導くことはない。しか

しながら、道筋があるはす性を主張すると考えられる軽視し、あるべき代替案が続く都市計る。この点に案において、(前掲日光太郎査をするに認められるとかわらず、度といわざる果が判断を左る疑いを生じ審判決。もっと考え方を否定業者の提示したい限り、代替案判示した)

本設例のも市計画決定が、のであり、ま与えることに前掲日光太郎杉IB類(EN)とい議録(平成16年空港へのアク分、併設する成った場合、中を過大に評価)

(3) 都市計画決定



環境法ケースブック〔第2版〕

2006年6月10日 初版第1刷発行
2009年8月25日 第2版第1刷発行
2010年1月30日 第2版第2刷発行

編 者 大塚直
北村喜宣

発 行 者 江草貞治

東京都千代田区神田神保町2-17
発 行 所 株式会社有斐閣
電話 (03)3264-1314〔編集〕
(03)3265-6811〔営業〕
郵便番号 101-0051
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・大日本法令印刷株式会社 製本・株式会社アトラス製本
© 2009, T. Otsuka, Y. Kitamura

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示しております。

ISBN978-4-641-13055-5

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。